

委託契約における特命随意契約の結果について  
(地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定による契約を除く)

案件名称	契約日	契約の相手方	契約金額 (円)	随意契約理由 (根拠法令)	担当部署 (問合せ先)
地域団体による山田町 田園コミュニティパークの継続的な運営モデル構築に向けたアドバイザー業務	R5. 9. 12	一般社団法人 神戸農村ラボ	1,980,000	本業務は、農村地域の活性化という専門性の高い知識・経験を必要とするだけでなく、地域の実情や課題を把握したうえで取り組む必要がある。当法人は、経済観光局が実施する「神戸農村スタートアッププログラム」事業者に随意選定されており、当プログラムで培ったノウハウ、人脈を活かしたアドバイザー業務が可能であるだけでなく、従前より山田町の活性化に関する取り組みを伴走支援している唯一の法人であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)	北区総務部地域協働課 山田出張所 (Tel : 581-1001)